

平成15年11月18日

国庫補助負担金の見直しに関する提言 (第2弾)

「新しい日本をつくる国民会議（21世紀臨調）」

知事・市長連合会議

| | | | |
|--------|-------|----------|-------|
| 岩手県知事 | 増田 寛也 | 岩手県宮古市長 | 熊坂 義裕 |
| 宮城県知事 | 浅野 史郎 | 群馬県太田市長 | 清水 聖義 |
| 千葉県知事 | 堂本 暁子 | 千葉県我孫子市長 | 福嶋 浩彦 |
| 神奈川県知事 | 松沢 成文 | 神奈川県横浜市長 | 中田 宏 |
| 新潟県知事 | 平山 征夫 | 東京都豊島区長 | 高野 之夫 |
| 静岡県知事 | 石川 嘉延 | 新潟県新潟市長 | 篠田 昭 |
| 滋賀県知事 | 國松 善次 | 大阪府池田市長 | 倉田 薫 |
| 京都府知事 | 山田 啓二 | 佐賀県佐賀市長 | 木下 敏之 |
| 和歌山県知事 | 木村 良樹 | | |
| 岡山県知事 | 石井 正弘 | | |
| 福岡県知事 | 麻生 渡 | | |
| 熊本県知事 | 潮谷 義子 | | |

「新しい日本をつくる国民会議（21世紀臨調）」知事・市長連合会議の知事有志は、8月末に「国庫補助負担金の見直しに関する緊急提言」を行ったところである。

これは、我が国が国家として存立しうるか否かの瀬戸際にあるとの危機感を共有して、現在の閉塞状態から立ち上がり、活力にあふれ、豊かさを実感できる社会を実現するため、国と地方の役割分担を明確化させ、地方に権限と税源を移譲する徹底した地方分権改革を進めることにより、**自己決定・自己責任の地域主権型の社会を構築したいとの強い思い**によるものである。

その後同じ考え方にに基づき、指定都市による提言や全国市長会の緊急提言、市町村サミットの提言、全国知事会会長私案など、国庫補助負担金の見直しについての地方側からの提言が出されている。

これらの提言は、県あるいは市町村という立場に基づくもので、県並びに市町村を合わせた「トータル地方」として検討したものではなかった。

そこで、この知事・市長連合会議に参加している市及び区の平成15年度予算に計上されている国庫補助負担金についても、新たに検討対象として作業を行うとともに、8月末に緊急提言を行った対象事業についても再度、精査を行い、これらを合わせて、今回「**トータル地方**」の立場に立った**取りまとめ**を行うことができた。

その結果は、次のとおりである。

1 国庫補助負担金の見直しの結果（内訳 別紙のとおり。）

（金額：国予算ベース）

◎検討対象とした国庫補助負担金 517件 19兆6235億円

（うち、国→県468件 11兆5925億円

国→市 49件 8兆 310億円）

○廃止して地方が実施すべきもの 9兆5926億円（件数：424件）

（うち、国→県 9兆871億円（件数：394件）

国→市 5055億円（件数：30件））

※（この内書きは、現状の補助金の額を書いたものであり、地方への移譲額を記載したものではない。）

義務的な事業**5兆8207億円（件数：151件）**

（うち、国→県 5兆4225億円（件数：136件）
 国→市 3982億円（件数：15件））

その他事業**3兆7719億円（件数：273件）**

（うち、国→県 3兆6646億円（件数：258件）
 国→市 1073億円（件数：15件））

地方の自主的な判断で事業を行った方が、効率的・効果的な執行につながる
 こと等から、国庫補助負担金事業を廃止し、税源移譲すべきと思われる事業

| | |
|---|---|
| <p>[県分]（394事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義務教育費国庫負担金 ・児童保護措置費負担金 ・地方道路整備臨時交付金 など | <p>[市分]（30事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者援護施設事務費 ・更生援護施設事務費負担金 ・地下高速鉄道整備事業費補助金 など |
|---|---|

○廃止して国が実施すべきもの**1706億円（件数：10件）**

（うち、国→県 1706億円（件数：10件）
 国→市 0億円（件数：0件））

事務の性質上、本来国が実施すべきと思われる事業

| | |
|--|------------------|
| <p>[県分]（10事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育施設等騒音防止対策事業費 補助金 ・施設周辺整備助成補助金 ・障害防止対策事業費補助金 など | <p>[市分]（0事業）</p> |
|--|------------------|

○補助として継続すべきもの**4261億円（件数：55件）**

（うち、国→県 4227億円（件数：52件）
 国→市 34億円（件数：3件））

特定地域に交付されるべきもので、税源移譲に馴染まないもの、臨時巨額の
 財政負担に対するもの、国策に伴う国家補償的性格を有するもの、地方税代
 替財源的なもの等であり、全国一律の税源移譲には馴染まないもの

| | |
|---|--|
| <p>[県分] (52事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通安全対策特別交付金 ・千葉県警察新東京国際空港警備隊費補助金 ・電源立地特別交付金 など | <p>[市分] (3事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航空機騒音障害対策費補助金 ・都市災害復旧事業費補助 ・水俣病総合対策費補助金 |
|---|--|

○制度のあり方を含め、更に検討を行う必要のあるもの

(水準の維持や地方の自己決定権確保等のため、検討を行っていくもの)

9兆4342億円 (件数：28件)

(うち、国→県 1兆9121億円 (件数：12件)

国→市 7兆5221億円 (件数：16件))

県分については生活保護費など直接支給対象者に交付される経費等であり、市分については国民健康保険や介護保険など、国の統一的保険制度に係るものである。これらについては、全国的水準の維持や制度の統一を確保しながら、地方の自己決定権をできる限り確保するため、制度のあり方を含め、検討を行う必要があり、特に保険制度については、制度の運営主体のあり方を含め、保険制度全般の見直しの中で引き続き検討を行う必要がある。

| | |
|---|--|
| <p>[県分] (12事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護費負担金 ・児童扶養手当給付費負担金 ・精神障害者通院医療費補助金 など | <p>[市分] (16事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老人医療給付費負担金 ・療養給付費負担金 ・介護給付費負担金 など |
|---|--|

2 税源移譲

国庫補助負担金の廃止等に伴い、地方が引き続き実施すべき事業等の財源については、廃止等に見合う地方への税源移譲が必要となる。

(1) 地方への税源移譲額

上記の「廃止して地方が実施すべきもの」とされた事業のうち、「義務的な事業」については所要額の全額、「その他事業」については「骨太の方針第3

弾」の考え方にに基づき、便宜的に現行の補助負担金の8割を税源移譲するものとして試算した。

| | |
|--------------------|----------|
| ・ 廃止して地方が実施すべきもの | 9兆5926億円 |
| 義務的な事業 | 5兆8207億円 |
| その他事業 | 3兆7719億円 |
| ・ 移譲額（義務10割、その他8割） | 8兆8382億円 |

(2) 税源移譲の税目及び移譲額

税源移譲に当たっては、前回の緊急提言の中で、次のような考え方を示している。

- ・ 国税・地方税を通じる現行税体系の中で、課税標準、納税義務者が共通する税目間での移譲を考えることが現実的、かつ、効率的であること。
- ・ 安定した地方税財政運営を可能とするため、できる限り地域的偏在が少なく、税収に安定性があり、相当の税収規模を有する基幹税目を選定することが必要であること。

これを具体化するものとして、所得税から個人住民税及び消費税から地方消費税への移譲を中心とした税源移譲を行うものとし、具体的には、地方への税源移譲額（義務10割、その他8割）8兆8382億円についての税目及び移譲額は、次のとおりである。

| | | |
|------------------------|----------------|----------|
| 所得税から個人住民税へ | 個人住民税の10%比例税率化 | 移譲額約3兆円 |
| 消費税から地方消費税へ | 地方消費税を2%引上げ | 移譲額約5兆円 |
| その他（揮発油税の地方譲与税化等により実施） | | 移譲額約8千億円 |

(3) 都道府県と市町村への税財源配分

都道府県と市町村への税財源配分のあり方については、都道府県を經由して市町村に交付される間接補助金の税源移譲の仕方や国の補助金に連動して都道府県が負担して市町村に交付している財源配分の取扱いをどうするかなどは残された課題である。

これらの課題も、基本的には、**最終的に事務を行う行政主体のところにその事務執行に係る権限と財源を集約していくべき**という原則に基づき対応していくべきものとする。

また、県と市町村の役割分担を考える際も、「**行政の責務は一般的に住民に一番近い行政主体によって行われるべきである**」という「**補完性の原理**」の考え方にに基づき、基礎的自治体である市町村が処理できるものはできるだけ市町村で担当することとし、個々の市町村では処理できない広域的調整を要する業務等については広域自治体である都道府県で処理することとすべきである。

これからの市町村は、住民に最も身近な総合的な行政主体として、これまで以上に自立性の高い行政主体となることが必要であり、それにふさわしい十分な権限と財政基盤、更には高度化する行政事務に的確に対処できる職員体制が求められている。

また、地方分権改革が目指すべき分権型社会においては、地域において自己決定と自己責任の原則が実現されるという観点から、団体自治ばかりではなく、**住民自治が重視**されなければならない。

このようなことを踏まえ、今後、税財源配分についての具体的検討を行う場合も、**国、県、市町村の役割分担を徹底的に見直す中で、その役割に応じた財源が確保されるべき**であり、役割の増大が見込まれる基礎的自治体の市町村をこれまで以上に優先していくことが求められている。

(4) 税源移譲に伴う偏在問題

国庫補助負担金の廃止に伴う地方への税源移譲を上記のような基幹税を中心に行ったとしても、税源移譲による地方税の増収がある程度地域的に偏ることは避けられないことから、団体間の財政力格差の拡大が課題となる。

課税客体の乏しい団体にとっては、国が義務付けた標準的な行政水準を維持していく上で、地方交付税制度による財源調整・財源保障機能は引き続き適切に確保されるべきである。

また、このような財政力格差を調整するための制度設計を検討するとともに、地方譲与税の配分調整や法人事業税・法人住民税の分割基準の見直しなどの財源調整措置についても検討していく必要がある。

更に、交付税対象税目の税源移譲に伴い、交付税原資が減少することから、その対応についても検討が必要である。

3 真の「三位一体改革」の実現に向けて

国庫補助負担金の見直しに当たっては、次の事項について留意しながら進める必要がある。

- 国庫補助負担金は原則として廃止し、地方への税源移譲につなげる**こと。（交付金化、運用の弾力化等のみで見直し実施済とされれば地方への税源移譲につながらないこと。）
- 毎年5%削減、採択箇所数削減というような量的縮減では、地方の政策選択の裁量拡大につながらないことから、事業廃止という方向を原則にして見直すこと。
- 公共事業に係る国庫補助負担金については建設国債がその財源の一部となっていることから、その廃止・縮減についてその部分は税源移譲の対象外との議論がなされている。これは国の歳出削減を地方にしわ寄せするものであり、地方としては絶対認められないこと。
- 維持管理に関する直轄事業負担金**については、本来、管理主体である国が負担すべきものであり、**早急に廃止**すること。
- 産業政策分野で、中小企業に対して、これまでの地方を通じた支援を改め、国が直接補助する形へシフトする動きがあるが、これは地方分権の流れに逆行するものであり、地方としては認めがたいこと。

4 おわりに

今回の提言は、知事メンバー及び市区長メンバーが同じ土俵の上で「トータル地方」という立場で検討を行い、取りまとめを行ったものである。

しかし、現実には、国は、「骨太の方針」に沿って、今後、3年間で4兆円程度の国庫補助負担金の廃止・縮減を行うとの目標を設定し、進めていこうとしている。国の見直し目標である4兆円の具体的な内容は「骨太の方針」では明らかではなく、税源移譲等される国庫補助負担金は、現在進められている国の予算編成作業に委ねられており、これらが地方の意見を聞かずして決定されるのではないかという強い危惧を抱いている。

国庫補助負担金の見直しを契機にして、住民に身近な生活に関する行政を担う地方政府と防衛、外交等の国家の基本的な事項を担当する中央政府というように国と地方のあり方を根本から改革し、新しい「分権国家」にリセットすることにより、この国が再生していくことを期待する。

地方はこれまで、「自ら血を流す」という考え方にに基づき、人件費等のコスト削減などの行財政改革に取り組んできた。今回の国庫補助負担金の見直しの提言を国が実施すれば、中央省庁側において補助金に関する業務の大幅な見直しが必要

要となるはずである。このことは、国がこれまでほとんど手を着けてこなかった人員削減等に取り組むことを意味する。国も、地方と同様、補助金の見直しを契機として、「自ら血を流す」ような形で行財政改革を進めていただきたい。

政府においては、**地域主権型社会の構築**のため、今回の提言をはじめとする地方からの提言を真摯に受け止め、三位一体の改革の実現について、**地方側の意見を十分に聞きながら真剣に取り組む**とともに、今回の4兆円の国庫補助負担金の見直しを**今後の国庫補助負担金全体の抜本的見直しの第一歩**と位置付け、取組みを進めてもらいたい。

以上、新しい日本をつくる国民会議（21世紀臨調）知事・市区長メンバーの連名により提言を行う。